



# 役員報酬等支給基準

平成 29 年 4 月 1 日から施行

社会福祉法人リベルテ

## 役員報酬等支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人リベルテ（以下、「この法人」という。）の定款32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定款)

第2条 この規程において、下記の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人の事務所に週4日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、この法人で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）手数料の経費をいう。また、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (役員報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員に対する賞与及び退職金は支給することができる。
- 3 非常勤役員に対する賞与及び退職金は支給しない。ただし、勤続年数により感謝状及び記念品等は贈ることができる。
- 4 非常勤役員、評議員については別に定める日額報酬を支給することができる。

### (報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬、非常勤役員及び評議員の報酬額は、別表に定めるそれぞれの役職に応じて定める金額の範囲内とする。

- 2 この法人は、理事会の承認を得て、この規程に定める範囲内で、常勤理事、非常勤理事の報酬の額を決定し支給することができる。

- 3 監事の報酬は、別表「監事の報酬額」に定める金額の範囲内とする。
- 4 この法人は、評議員会の承認を得て、前項の規定の範囲内で、監事、評議員の日額報酬を決定し、支給することができる。

(報酬の支給方法)

- 第5条 前条第2項における常勤理事への報酬は、月額をもって毎月この法人の一般職員の給与支給日に、本人の指定する口座に振り込むものとする。
- 2 前条第3項及び第4項に規定する報酬はその都度通貨をもって支払うものとする。

(通勤費)

- 第6条 この法人は、常勤役員に対しその通勤の実態に応じて通勤費を支給することができる。支給基準はこの法人の規程を準用する。
- 2 非常勤役員等には、会議の出席に際して別表に掲げる費用弁償を支給するものとする。

(費用)

- 第7条 この法人は、役員職務遂行に要する費用を支給することができる。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって定款第32条第3項(3)に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は評議員会の決議によって行う。

(補則)

- 第10条 この規程に定めのないことについては、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、定例評議員会の平成29年6月17日より適用する。

別表

### 役員等総報酬総額（年額）

職種別	金額
理事の報酬総額	400 千円以内
常勤理事の報酬総額	15,000 千円以内
監事の報酬総額	300 千円以内
評議員の報酬総額	350 千円以内

- 1 月額報酬は上記表の範囲内で評議員会の決議を経て理事長が決定する。
- 2 常勤役員のうち施設長等の場合は一般職員の規程による。
- 3 上記常勤役員の前記報酬額の変更は、評議員の決議を経て変更することができる。